

○真岡市犯罪被害者等支援条例（案）

令和●年●月●日

条例第●号

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、真岡市（以下「市」という。）が行う犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、再被害及び二次的被害を受けることを防止し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身

体、財産等の被害をいう。

(8) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(9) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該被害に係る被害届が警察に受理されているもの又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものであり、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であること。

イ 当該疾病が精神疾患である場合は、療養の期間が1月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利が尊重され、犯罪被害者等が必要とする支援を受けられるよう適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、再被害、二次的被害等により、犯罪被害者等の生活の平穩を害すことのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報取り扱いについて、十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体(以下

「関係機関等」という。)との連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等が、その被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することの重要性を理解し、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、情報の提供、助言、手続の補助、付添い等必要な支援を行うとともに、支援に関する調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報提供等を総合的に行うための窓口を設置し、窓口の設置に当たっては、犯罪被害者等の利便性及び安全性の確保に十分配慮しなければならない。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることがないように、公営住宅の活用その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、事業者がその理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境等が促進されるよう、普及啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第12条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪行為に起因する経済的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(人材の育成等)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のため必要な措置を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者が理解を深めることができるよう情報の提供、普及啓発活動等を行うものとする。

(教育活動の推進)

第15条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(民間の支援団体に対する支援)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援において民間の支援団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図り、連携して適切な支援を行えるよう情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第17条 市は、犯罪被害者等が必要とする施策の策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見及び要望を把握するように努めるものとする。

(支援の制限)

第18条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発した場合その他の犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があった場合で犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。